

東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成 26 年 7 月 24 日

告示第 39 号

(目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東秩父村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地東秩父村役場内に置く。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 村の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 住民及び利用者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 東秩父村において、現に有償運送を行っている NPO 法人等の代表者
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (8) 埼玉県東松山県土整備事務所長又はその指名する者
- (9) 埼玉県熊谷県土整備事務所長又はその指名する者

(10) 埼玉県小川警察署長又はその指名する者

(11) 東秩父村長及びその指名する者

(12) その他学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議事及び会議録は、原則として公開とする。

3 会議の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わない場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、第4条第2号から第10号までの委員については、会長及び副会長である場合を除いて、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合意及び表決を委任することができる。

5 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、合意及び表決を委任することができる。

6 前2項の規定により代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項及び第3項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

7 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、総務課内に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査員)

第12条 協議会に監査員を2名置く。

2 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

3 会計監査は、年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

4 監査員は会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成26年7月24日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第7条の規定にかかわらず、村長が行うものとする。

3 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

4 東秩父村地域公共交通会議設置要綱(平成20年東秩父村告示第37号)は、廃止する。

東秩父村地域公共交通活性化協議会委員構成

	選 出 区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	東秩父村長	東秩父村	村 長	足 立 理 助	
2	住民代表	東秩父村議会	議 長	渡 邊 均	
3	住民代表	東秩父村行政区長会	会 長	小 林 洋 介	
4	住民代表	寄居町連合区長会	折原支部長	関 口 英 壽	
5	住民代表	東秩父村老人クラブ連合会	会 長	田 中 則 夫	
6	住民代表	東秩父村民生児童委員協議会	会 長	栗 島 富 雄	
7	一般旅客自動車運送事業者 (バス)	イーグルバス株式会社	代表取締役	谷 島 賢	
8	一般旅客自動車運送業者が 組織する団体	一般社団法人埼玉県バス協会	専務理事	鶴 岡 洋	
9	運転者が組織する団体	イーグルバス株式会社	運転者	橋 本 博 道	
10	一般旅客自動車運送事業者 (タクシー)	(有) 小川観光タクシー	代表取締役	田 端 健 二	
11	国土交通省関東運輸局埼玉 運輸支局	総務企画担当	主席運輸企 画専門官	荷 見 雄 二	
12	NPO法人等の代表者	NPO法人ふれあいやまびこ 会	代表理事	上 田 勝 彦	
13	埼玉県交通政策課	交通企画・バス担当	主 幹	山 田 貴 志	
14	東松山県土整備事務所	管理担当	課 長	広 井 智	
15	熊谷県土整備事務所	管理担当	課 長	金 子 哲 夫	
16	小川警察署	交通課	課 長	亀 屋 信 正	
17	学識経験者	埼玉県移送ネットワーク	代 表	笹 沼 和 利	
18	村長が指名する者	寄居町	企画課長	酒 井 克 樹	
19	村長が指名する者	東秩父村	総務課長	高 野 守 生	

事務局	東秩父村役場 総務課	主事	内 野 健 太	
-----	------------	----	---------	--

東秩父村地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成26年7月24日
告示第 40号

(趣旨)

第1条 この規程は、東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、東秩父村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。

- 2 事務局長は、総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、総務課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、東秩父村において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、東秩父村において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月24日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
東秩父村 地域公共交通 活性化協議会 会長の印	東秩父村 地域公共交通 活性化協議会 会長の印	古印体	方 21	一般文書用	1	総務課長

東秩父村地域公共交通活性化協議会財務規程

平成26年7月24日
告示第 41号

(趣旨)

第1条 この規程は、東秩父村地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成26年東秩父村告示第39号）第13条の規定に基づき、東秩父村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、東秩父村からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに東秩父村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準ずる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、東秩父村の例によるものとする。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、東秩父村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたって、監査員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに東秩父村長に送付しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月24日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び び目の区分 款	項	目
1 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
2 村補助金	1 村補助金	1 村補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び び目の区分 款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費
4 返還金	1 返還金	1 返還金